生活困窮者自立支援制度

様々な課題を抱える生活に困窮する方に対して、一人ひとりの状況に合わせた包括的な支援を実施しております。

相談の流れ（自立相談支援事業）

相談の受付 → 生活状況の課題を整理 → 支援プランの作成 → 支援メニューの提供 → プランの見直し → 困りごとの解決

支援メニューの例

就労支援・就労準備支援

■就労に関する助言や個別の求人開拓等の支援を行います。
■また、就労に対して不安を抱えていたり、コミュニケーションが苦手といった場合に、ワークショップや就労体験といった支援を行います。

家計改善支援

■家計の状況を「見える化」することで、家計の状況を把握したり、貸付のあっせん等を行います。
■また、家賃、税金、公共料金等の滞納や各種給付制度等の利用に向けた支援も行います。

住居確保給付金

■離職等により経済的に困窮し、住居を失ってしまった方や、そのおそれのある方に対し、求職活動等を条件に、家賃費用を有期で給付します。

一時生活支援

■住居を失ってしまった方に対し、一定期間、衣食住等の日常生活に必要な支援を行います。

● **ご相談は<u>お住まいの市町村や自立相談支援事業を実施する機関の窓口へご連絡ください。</u>**

生活保護制度

生活保護は、最低生活の保障と自立の助長を図ることを目的として、
その困窮の程度に応じ、必要な保護を行う制度です。

■ どのような方が生活保護を受けられるか

○　生活保護は、資産、能力等あらゆるものを活用することを前提として必要な保護が行われます。

（以下のような状態の方が対象となります。）

・　不動産、自動車、預貯金等のうち、ただちに活用できる資産がない。

※　不動産、自動車は例外的に保有が認められる場合があります。

・　就労できない、又は就労していても必要な生活費を得られない。

・　年金、手当等の社会保障給付の活用をしても必要な生活費を得られない。

・　扶養義務者からの扶養は保護に優先されます。

※　保護の申請が行われた場合に、夫婦、中学３年生以下の子の親は重点的な調査の対象として、福祉事務所のケースワーカーが原則として実際に会って扶養できないか照会します。その他の扶養義務者については、書面での照会を行います。

※　必要な生活費は、年齢、世帯の人数等により定められており（最低生活費）、最低生活費以下の収入の場合に生活保護を受給できます。

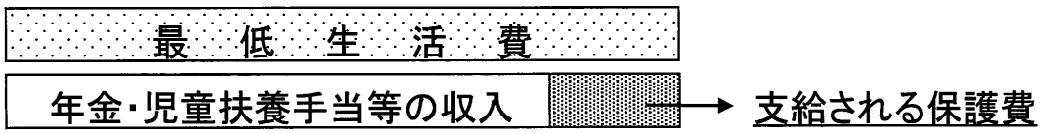

○　生活保護を受けられるかの判断は、上記のほか細かな規定がありますので、詳しくは、お住まいの自治体の福祉事務所にご相談ください。

■ 手続きの流れ

○　お住まいの自治体の福祉事務所（生活相談等の窓口）にご相談ください。

○　保護の申請を行った場合、福祉事務所は訪問調査、資産調査等を行い、保護を受けられるかどうかや、支給する保護費の決定のための審査を行います。

○　上記の審査を行い、福祉事務所は、保護の申請から原則14日以内に生活保護を受けられるか判断することとなっています。

■ 生活保護の受給開始後

○　生活保護の受給中は、ケースワーカーが年数回の訪問調査を行うほか、ケースワーカーによる生活に関する指導に従っていただく必要があります。

○　生活保護の受給中は、収入の状況を毎月申告していただく必要があります。

○　生活費のほか、家賃についても一定の基準額の範囲内で支給されます。

○　また、必要な医療、介護についても給付対象となります。

○　家計相談の支援、子どもの学習・生活支援、就労支援などの支援を受けることもできます（一部の自治体を除く。）。

i　●ご相談はお住まいの自治体の福祉事務所までご連絡ください。

傷病手当金

傷病手当金は、健康保険等の被保険者が、業務災害以外の理由による病気やケガの療養のため仕事を休んだ場合に、所得保障を行う制度です。新型コロナウイルス感染症に感染し、その療養のために働くことができない方も、利用することができます。

- 自覚症状は無いが、検査の結果「新型コロナウイルス陽性」と判定を受け入院している
- 発熱などの自覚症状があり、療養のために仕事を休んでいる

等の場合についても、傷病手当金の支給対象となりえます。

■ 支給要件

次の条件をいずれも満たしたときに支給されます。

① 業務災害以外の病気やケガの療養のために働くことができないこと

※業務又は通勤に起因する病気やケガは労災保険給付の対象となります。

② ４日以上仕事を休んでいること

※療養のために連続して３日間仕事を休んだ後（待期期間）、４日目以降の仕事を休んだ日について支給されます。

※待期期間には有給休暇、土日祝等の公休日を含みます。

■ 支給期間

支給を始めた日から最長１年６か月の間

※１年６か月の間で傷病手当金の支給要件を満たす日について支給されます。

■ １日あたりの支給額

傷病手当金の支給開始日の属する月以前の直近12月間の標準報酬月額を平均した額の30分の１に相当する額の３分の２に相当する額

※支払われた給与の額が、傷病手当金の支給額を下回っている場合には、傷病手当金と支払われた給与の額の差額分が支給されます。

支給総額 ＝ **直近12月間の標準報酬月額の平均額の30分の１** × **３分の２** × **支給日数**

● **支給要件の詳細**や**具体的な手続き**については、**ご加入の健康保険の保険者にご確認ください。**

（※）国民健康保険に加入されている方について

市区町村によっては、条例により、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する場合があります。詳細については、お住まいの市区町村にお問い合わせください。

休業手当（労働基準法第26条）

労働基準法第26条では、会社は、会社に責任のある理由で労働者を休業させた場合、労働者の最低限の生活の保障を図るため、休業期間中に休業手当を支払わなければならないとされています。

● **会社で労働者を休業させるときには、労働基準法の義務にかかわらず、雇用調整助成金を積極的に活用して、休業に対する手当を支払うなど、不利益を回避する努力をお願いします。**

※雇用調整助成金の詳細は次ページを御覧下さい。

■ 会社が休業手当を支払わなければならない場合とは

▶ 会社は、会社の責に帰すべき事由による休業の場合には、休業期間中の休業手当を支払わなければなりません。

▶ 不可抗力による休業の場合は、会社に休業手当の支払義務はありません。

以下の２つの要素が両方とも認められた場合には、不可抗力による休業となります。

① 原因が事業の外部より発生した事故であること
② 事業主が通常の経営者としての最大の注意を尽くしてもなお避けることができない事故であること

①に当たるのは、例えば緊急事態宣言に基づく要請などのような、事業の外部において発生した、事業運営を困難にする要因です。

②を満たすためには、会社は、休業回避のための具体的努力を最大限尽くさなければなりません。具体的な努力を尽くしたと言えるかは、例えば、

・自宅勤務などの方法により労働者を業務に従事させることが可能な場合において、これを十分に検討しているか
・労働者に他に就かせることができる業務があるにもかかわらず休業させていないか

といった事情から、個別に判断されます。

そのため「新型コロナウイルス感染症の影響」だけを理由にして、一律に休業手当の支払義務がなくなるものではありません。

■ 休業手当の額

平均賃金（休業した日以前３か月間にその労働者に支払われた賃金の総額を、その期間の総日数で除した額※）の100分の60以上の額

※ 賃金が時給制や日給制、出来高払い等の場合には、最低保障額の定めがあります。

● **個別の事案に関するご相談**については、
特別労働相談窓口
新型コロナウイルスの影響に伴う解雇・雇止め、休業手当等の労働相談に対応しています。

雇用調整助成金（特例措置）

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成します。

■対象者（事業主）

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主

■特例措置　※下線部分が令和２年４月１日から適用

○助成内容・対象の大幅な拡充

※令和２年４月１日から令和２年６月30日までの休業等に適用

① 休業手当に対する助成率を引き上げ（中小企業4/5、大企業2/3）
解雇等を行わない場合、助成率の上乗せ（中小企業9/10、大企業3/4）
※対象労働者１人１日当たり8,330円が上限（令和２年３月１日現在）

② 教育訓練を実施した場合の加算額の引き上げ
（中小企業2,400円、大企業1,800円）

③ 新規学卒者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が６か月未満の労働者も助成対象

④ １年間に100日の支給限度日数とは別枠で利用可能

⑤ 雇用保険被保険者でない労働者の休業も対象に

○受給要件の更なる緩和

※休業等の初日が令和２年１月24日以降のものに遡って適用

⑥ 生産指標の要件を緩和（対象期間の初日が令和２年４月１日から令和２年６月30日までの間は、５%減少）

⑦ 最近３か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象

⑧ 雇用調整助成金の連続使用を不可とする要件（クーリング期間）を撤廃

⑨ 事業所設置後１年以上を必要とする要件を緩和

⑩ 休業規模の要件を緩和

○活用しやすさ

※休業等の初日が令和２年１月24日から令和２年７月23日までの場合に適用

⑪ 事後提出を可能とし提出期間を令和２年６月30日まで延長

⑫ 短時間一斉休業の要件を緩和

⑬ 残業相殺制度を当面停止

⑭ 申請書類の大幅な簡素化

※今後更なる特例措置を実施することを予定しています。

● **支給要件の詳細**や**具体的な手続き**は厚生労働省ホームページをご確認ください。

● コールセンターで雇用調整助成金に関するお問い合わせに対応します。
0120-60-3999（受付時間　9:00～21:00（土日・祝日含む））

小学校休業等対応助成金（労働者を雇用する事業主の方向け）

新型コロナウイルス感染症の影響により、小学校等が臨時休業等した場合等に、その小学校等に通う子どもの保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規問わず、有給の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く。）を取得させた企業を助成します。

■ 対象者（事業主）

①又は②の子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた事業主。

① 新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドライン等に基づき、臨時休業等した小学校等（※）に通う子ども

※ 小学校等：小学校、義務教育学校の前期課程、各種学校（幼稚園又は小学校の課程に類する課程を置くものに限る）、特別支援学校（全ての部）、 放課後児童クラブ、放課後等デイサービス、幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等、子どもの一時的な預かり等を行う事業、障害児の通所支援を行う施設等

② 新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校等を休む必要がある子ども

■ 支給額

有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額　×10／10

※ 支給上限は１日あたり8,330円

■ 適用日

令和２年２月27日～６月30日の間に取得した有給の休暇

※ 春休み等、学校が開校する予定のなかった日等は除きます。

■ 申請期間

令和２年９月30日まで

※ 事業主ごとに、可能な限りまとめて申請をお願いします。

● **支給要件の詳細**や**具体的な手続き**は厚生労働省ホームページをご確認ください。

新型コロナ 休暇支援 検索

● **お問い合わせ**については、

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター

0120－60－3999

受付時間：９：00～21：00（土日・祝日含む）

小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）

新型コロナウイルス感染症の影響により、小学校等が臨時休業等した場合等に、子どもの世話を行うために、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者へ支援金を支給します。

■ 対象者（委託を受けて個人で仕事をする方）

①又は②の子どもの世話を行うことが必要となった保護者であって、**一定の要件**を満たす方。

① 新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドライン等に基づき、臨時休業等した小学校等（※）に通う子ども

※ 小学校等：小学校、義務教育学校の前期課程、各種学校（幼稚園又は小学校の課程に類する課程を置くものに限る）、特別支援学校（全ての部）、 放課後児童クラブ、放課後等デイサービス、幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等、子どもの一時的な預かり等を行う事業、障害児の通所支援を行う施設等

② 新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校等を休む必要がある子ども

一定の要件

- 個人で就業する予定であった場合
- 業務委託契約等に基づく業務遂行等に対して報酬が支払われており、発注者から業務内容、業務を行う場所・日時などについて一定の指定を受けているなどの場合

■ 支給額

就業できなかった日について、１日あたり4,100円（定額）

■ 適用日

令和２年２月27日～６月30日

※ 春休み等、学校が開校する予定のなかった日等は除きます。

■ 申請期間

令和２年９月30日まで

- **支給要件の詳細**や**具体的な手続き**は厚生労働省ホームページをご確認ください。

- **お問い合わせ**については、
  学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター
  0120－60－3999
  受付時間：９：00～21：00（土日・祝日含む）